

原 著

障害者福祉の潮流 (1)

—— 知的障害者福祉 ——

檜尾 博¹⁾ 板野美佐子²⁾ 江草安彦³⁾

みどり授産センター¹⁾

旭川児童院²⁾

川崎医療福祉大学³⁾

(平成7年10月18日受理)

Tide of Social Welfare for the Handicaped (1)

—— Social Welfare of Mentally Retarded People ——

Hiroshi HINOKIO¹⁾, Misako ITANO²⁾ and Yasuhiko EGUSA³⁾

Midori-JusanCenter¹⁾

Okayama, 703, Japan

Asahigawa-Jidoiin Children'Hospioal²⁾

Okayama, 703, Japan

Kawasaki University of Medical Welfare³⁾

Kurashiki, 701-01, Japan

(Accepted Oct. 18, 1995)

Key words : theme of the social welfare white paper,
from accomodation to utilization,
core of situation at home as well as in community

Abstract

In today's Japanese society, economic changes affect the policies in the system and organization of the Social Welfare. We have to look back to the history of the system in order to gain insights in keeping abreast of the signs of the future. There is a necessity to reorganize the Social Welfare system to respond to the needs of the New Age.

This research has been done through analyzing the situation of the mentally handicapped regarding the utilization of the complete facilities and the theme of the Social Welfare White Paper. Such consolidated laws were also studied.

We present the future problem on the policies of the Social Welfare system and the completion of the facilities for the mentally retarded people.

要 約

日本の社会、経済は変動期を迎え、社会福祉においても考え方、体系、施策も大きな転換を迫られている現在において、戦後の日本の社会福祉の潮流に時代の節目をあらためて見返し、これからの社会福祉の時のしるしを洞察し、新しい時代のニーズに対応できる社会福祉を構築しなければならない。

ここでは、知的障害関係に焦点を絞り、厚生白書等のテーマ、関係法律等の整備、そして施設整備の推移と利用者の状況を分析することで、知的障害者に対する福祉施策・施設整備の今後の課題を提示した。

はじめに

社会や経済の発展と社会福祉制度とは大きく関係している。さらに、市民の「人権思想」との関係、市民社会の成熟傾向とも深い関係がある。サービスを必要とする本人および家族の要請とその定性・定量的把握、それに応える制度、組織、社会福祉の知識・技術の体系化、医療福祉専門職の育成とともに、これを可能にする経済力が必要になる。そして、社会福祉の内容を高めるための科学技術と教育の進歩が必要になることはいうまでもない。

さて、わが国の社会福祉制度は、昭和20年代にその基本骨格ができ、その後、時代のニーズに応じて肉付けがなされてきた。この変遷は社会、経済の変化と深く関わりながら、時代の潮流、節目、特色を見せている。そこで、厚生白書や関係法律、そして数量として明確に分析できる施設と利用者の推移からそれを考察し、現在急速な転換期を迎えているわが国の社会福祉制度の現状と今後の潮流を見通してみたい。

ここでは、「障害者福祉の潮流(1)」として、主に知的障害者福祉を中心に考えてみる。

1. 厚生白書のテーマに見る潮流

厚生白書¹⁾、経済白書²⁾、国民生活白書³⁾のテーマを年次別に見てみると(表1)、昭和30年代では、急速な戦後の経済成長と生活構造の変化に伴い、厚生白書においては「貧困と疾病の追放」「福祉国家への道」「社会開発の推進」などのテーマが見られ、国民皆保険・皆年金(36年)など福祉国家の設計と基礎がためのための投資がうかがえる。48年のオイルショック以後では、

社会保障問題が重点的に取り上げられているが、この期から日本経済は低成長期に入り、国民生活白書のテーマには「不安の時代の克服のために」という表現が見うけられる。また、この期は、年々延び続ける平均寿命、出生率の低下傾向の影響で、高齢化社会の到来期でもあった。

(昭和45年に65歳以上の人口構成比が7%を越え、厚生白書ではじめて高齢者問題が取り上げられる)このような社会、経済の潮流により、これまでの高度経済成長をバックにした社会福祉政策が見なおされはじめた。これ以降、急速に進む高齢化への対応の様子が、厚生白書のテーマからうかがえる。また、国民生活白書でも高齢化社会でのゆたかな生活の在り方が問われている。オイルショック以降の経済低成長期においても国内総生産(GDP)の成長は続いてきたが、平成3年以降その伸びは極めて低いものとなっている(表1)。その影響は福祉予算の低成長など、社会福祉施策にも見られはじめている。

障害者に関することを見ると、昭和43年に「広がる障害とその克服」としてテーマに取り上げられているが、この期は施設整備が急速に進みはじめた頃である。56年の国際障害者年には「完全参加と平等をめざして」が、国連・障害者十年が終了する平成4年には、「皆が参加するぬくもりのある福祉社会の創造」がテーマとして取り上げられている。もちろん厚生白書の中では様々な障害者福祉施策がまとめられているが、次にその推移を見てみる。

2. 障害者福祉施策の変遷から見た潮流

戦後の知的障害者福祉に関係した主な法律、

表1 白書の年次別テーマ

年次	厚生白書のテーマ	経済白書のテーマ	国民一人あたりのGDP	国民生活白書のテーマ
昭和31	国民の生活と健康はいかに守られているか	日本経済の成長と近代化	107 (千円)	
32	貧困と疾病の追放	早すぎた拡大とその反省	122	国民生活の現状
33	国民生活と社会保障	景気循環の復活	129	景気後退下の国民生活
34	福祉計画と人間の福祉のための投資	速やかな景気回復と今後の課題	150	戦後国民生活の構造的変化
35	福祉国家への道	日本経済の成長力と競争力	179	職業別にみた国民生活の現状と生活革新の進行
36	変動する社会と厚生行政	成長経済の課題	215	国民生活の地域差とその背景
37	人口革命	景気循環の課題	235	景気調整下の国民生活と生活革新の新段階
38	_____	_____	_____	消費生活の向上とその平均化傾向
39	健康と福祉	先進国への道	274	_____
40	社会開発の推進	開放体制化の日本経済	314	_____
41	40年代の道標	安定成長への課題	345	_____
42	生活に密着した行政	持続的成長への道	402	_____
43	○ 広がる障害とその克服	能率と福祉の向上	465	_____
44	繁栄への基礎条件	国際化のなかの日本経済	544	_____
45	♥ 高齢者問題をとらえつつ	豊かさへの挑戦	637	国民生活優先への展開
46	☆ こどもと社会	日本経済の新しい次元	727	豊かな人間環境の創造
47	近づく年金時代	内外均衡達成への道	785	豊かな社会への構図
48	転機に立つ社会保障	新しい福祉社会の建設	901	日本とその社会
49	人口変動と社会保障	インフレなき福祉をめざして	1,074	日本人の暮らしとその質
50	これからの社会保障	成長経本を越えて	1,253	不安の時代の克服のために
51	婦人と社会保障	新しい安定軌道をめざして	1,362	変わる生活、変わる世代
52	♥ 高齢化社会の入口に立つ社会保障	新たな発展の基礎がため	1,516	暮らしのなかの新しい底流
53	♥ 健康な老後を考える	安定成長への適応を進める日本経済	1,666	暮らしを見直し、新しい豊かさを求めて
54	☆ 日本の子供たち—その現状と未来—	構造転換を進めつつある日本経済	1,812	新しい暮らしと地域のなかの連帯
55	♥ 高齢化社会への軟着陸をめざして	すぐれた適応力と新たな出発	1,940	生活基盤の充実と機会の拡大
56	○ 国際障害者年—「完全参加と平等」をめざして	先進国日本の試練と課題	2,099	変わる社会と暮らしの対応
57	♥ 高齢化社会を支える社会保障をめざして	日本経済の創造的活力を求めて	2,213	生活の質的充実とその課題
58	新しい時代の潮流と社会保障	経済効率性を活かす道	2,303	安定成長下の家度と変貌する地域の生活
59	♥ 人生80年時代の生活と健康を考える	持続的成長への足固め	2,391	ゆとりある家度と新しい家族像を求めて
60	♥ 長寿社会に向かって選択する	新たな国際化に対応する日本経済	2,538	♥ 人生80年時代のゆとりと安定のために
61	♥ 未知への挑戦—明るい長寿社会をめざして—	新しい成長とその課題	2,680	戦後40年—成熟の時代に向けて—
62	社会保障を担う人々—社会サービスはこう展開する	国際的調和をめざす日本経済	2,783	世界に開かれた豊かな生活を求めて
63	♥ 新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして	進む況造転換と今後の課題	2,898	円高の活用と豊かな資産の創造
平成元年	☆ 長寿社会における子ども・家庭・地域	内需型成長の持線と国際社会への貢献	3,072	多様化する生活と国民意識
2	真の豊かさに向かった社会システムの再構築—豊かさのコスト—	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	3,267	♥ 人生70万時間—ゆたかさの創造—
3	広がりゆく福祉の担い手たち—活性化する民間サービスと社会参加活動	持続的拡大への道	3,501	人にやさしい豊かな社会
4	○ 国連・障害者の十年—皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造	長期拡大の条件と国際社会における役割	3,677	東京と地方—ゆたかさへの多様な選択—
5	☆ 未来をひらく子どもたちのために—子育ての社会的支援を考える—	調整をこえて新たな展開	3,732	☆ 少子社会の到来、その影響と対応
6	_____	_____	_____	_____
7	医療—「質」「情報」「選択」そして「納得」	バブルの教訓と新たな発展への課題	3,744	豊かな交流、人と人のふれあいの再発見
		厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		♥ 実りある長寿社会に向けて
		日本経済のダイナミズムの復活をめざして		

♥ 高齢者関係 ☆ 児童関係 ○ 障害者関係

施設整備、事業、宣言、答申などを見ると（表2）、昭和40年代までは、施設整備に関係するもの、とりわけ居住施設の整備が中心であった。精神薄弱児施設（22年）から精神薄弱者通勤寮（46年）福祉ホーム（54年）までの間に、現在の第1種社会福祉事業のすべてが整備されている。50年代に入ると、在宅重度心身障害者緊急一時保護事業、通所援護事業など在宅の障害者に対する事業が開始された。また、ノーマリゼーション理念の浸透や国際障害者年および国連障害者の十年の過程で、社会参加と自立への取り組みも本格化し、62年の自立促進モデル事業から、自活訓練事業、地域生活援助事業（グループホーム）、生活支援事業と年々充実してきている。このように、戦後の児童福祉から成人対策、そして、居住型施設整備を中心としたものから在宅や地域社会での活動やその人たちへの施設機能の提供を中心とした援助・支援事業に重点が置かれるようになってきている。また、61年には、障害者の自立生活の基礎資金となる障害基礎年金制度も制定された。このような変遷の中には、「在宅福祉・地域福祉の充実（在宅か施設かという二者択一の中での福祉でなく、両者が相互に補完し合い、地域全体の福祉を向上させる）」という流れが見られる。また、地域の福祉の向上には、最も生活に密着している市町村の果たす役割が重要になり、これらは、昭和61年から福祉関係三審議会（中央社会福祉審議会・身体障害者福祉審議会・中央児童福祉審議会）に合同企画分科会が置かれ、社会福祉・医療・保健の今後の在り方が精力的に審議され、平成元年に意見具申がなされた。そして、それを受け、平成2年に福祉関係八法改正が実施され、障害者福祉施策においても、在宅、地域福祉の明確な法的位置付けがされた。江草は、「すべての心身障害者は生活の拠点を“生まれ、育ち、暮らした地域社会”に置くことを原則とし、普通の市民の一人としての生活を実現させるための、地域での生活、医療、福祉をねらった取り組みを“地域化”と称す」と言っているが⁴⁾、これらの障害者福祉施策の転換のベースには、このような思想があるといえる。

そして、平成5年に「障害者対策に関する新

長期計画」と「障害者基本法（昭和45年の心身障害者対策基本法の改正）」が出されたが、ここでも、社会参加と自立の促進、地方自治体での障害者基本計画の策定努力などが明示されている。これを基にして、現在厚生省では「障害者保健福祉施策」として、理念だけでなく、具体的な努力目標（数値目標）の策定を検討している。

これらの法律や施策を基に社会福祉制度が創られ、施設が整備され、施設運営や事業が展開されてきたが、次項では、知的障害者を持った人の26%（11万人強）の人が利用し、数量的に捉えやすい知的障害関係施設の推移を分析する中で、今後の課題を考察したい。

3. 知的障害関係施設の推移からみた潮流

全国の知的障害関係施設の数の推移をみると⁵⁾、児童福祉法に基づいた精神薄弱児施設からスタートし、昭和23年には16施設であったものが、40年代以降急速に増加し、平成4年には2,555施設となっている（図1）。

1) 児童施設と成人施設の推移

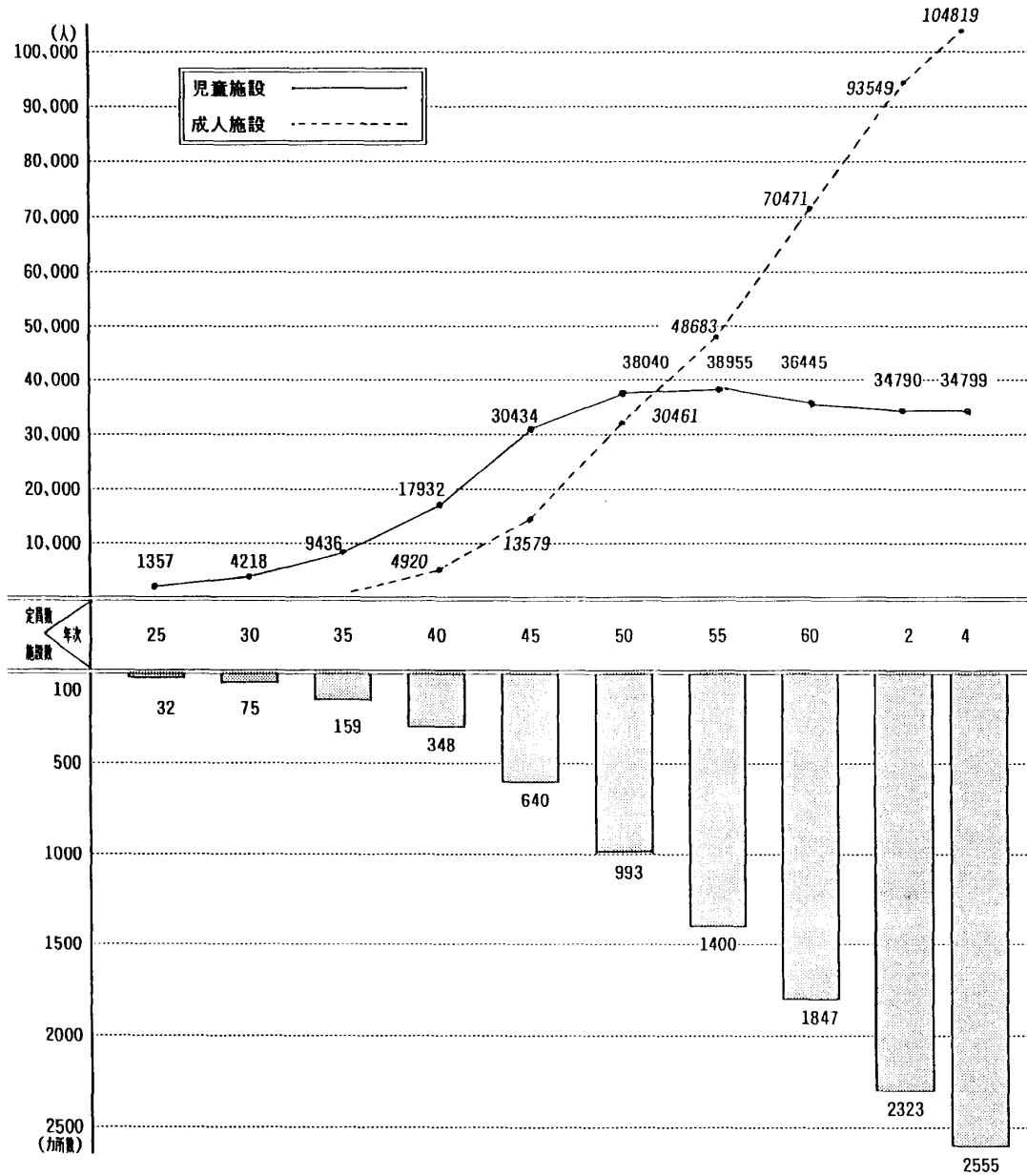
児童施設（精神薄弱児施設・自閉症児施設・精神薄弱児通園施設・重症心身障害児施設）と成人施設（精神薄弱者更生・授産・通勤寮・福祉ホーム）の定員数の推移をみると（図1）、児童施設は45年頃まではかなりの勢いで増加してきたが、55年の38,955名をピークに徐々に減少傾向にある。これは国全体の児童数の減少と同調しているが、それとともに54年からの障害児の養護学校義務化による児童施設の機能の変化、つまり、それまでは施設が養護、訓練、療育だけでなく教育機能も持っていたが、障害児の養護学校義務化により、教育機能が学校に移管され、在宅からの通学が促進されたことが大きく影響している。

一方、成人施設は昭和35年の精神薄弱者福祉法の施行以後年々増加し、53年には児童を超越し、それ以後急激に増加している。平成4年においては成人施設の定員数は児童の約3倍であるが、今後もその差が広がっていくのは明らかである。さらに、定員数でなく、実際の施設利用者の児童数（18歳以下）の状況を見ると（表

表 2 心身障害者関係の主な法律等

年 代	心身障害者関係法律	知的障害関係施設整備と諸事業	答申および宣言
昭和22	児童福祉法	精神薄弱児施設	世界人権宣言
24	身体障害者福祉法		
25	精神衛生法		
26	社会福祉事業法		児童憲章
33		精神薄弱児通園施設	
34			児童の権利宣言
35	精神薄弱者福祉法	精神薄弱者援護施設	
36	身体障害者雇用促進法 児童扶養手当法		
38		重度心身障害児療育実施要項	
39		重度精神薄弱児収容棟設置基準	
40	母子保健法		
41	特別児童扶養手当法		
42		在宅重症心身障害児者訪問指導	
43		精神薄弱者援護施設（更生、授産に分離） 精神薄弱者更生施設重度棟	
45	心身障害児対策基本法		
46		精神薄弱者通勤寮	精神薄弱者の権利宣言
47		心身障害児通園事業	
50			障害者の権利宣言
51		在宅重症心身障害児者緊急一時保護事業	
54		精神薄弱者福祉ホーム、通所援護事業	養護学校義務化、国際児童年 （新経済社会七ヵ年計画）
55		心身障害児者施設地域療育事業、自閉症児施設	
56			国際障害者年
57			障害者対策に関する長期計画
58			国際障害者の十年
60		精神薄弱者福祉工場	
61	年金法改正（障害基礎年金）		
62	社会福祉士、介護福祉士法	自立促進モデル事業	
63	精神保健法	自立訓練事業	
平成元年		地域生活援助事業（グループホーム）	福祉関係三審議会意見具申
2	福祉関係八法改正	心身障害児通園施設機能充実モデル事業 心身障害児者地域療育拠点施設事業 在宅精神薄弱者デイサービス事業	
3			
4		地域生活支援事業	
5	障害者基本法	強度行動障害特別処遇事業	アジア太平洋障害者の十年 障害者対策に関する新長期計画
6			
7			

図1 知的障害関係施設数と定員数の推移



厚生省「社会福祉施設調査」による

図1 知的障害関係施設数と定員数の推移
厚生省「社会福祉施設調査」による

5), 18歳未満の児童の利用は年々減少しており, 児童施設の定員がピークを迎えた昭和55年に全利用者の31.7%を占めていたが, 平成5年には12.8%と激減している。また, 日本愛護協会が毎年行なっている施設実態調査⁹⁾によると, 精神薄弱児施設利用者のうちで, 18歳以上の人々の比率が年々上がり昭和55年の23.8%が平成5年には49.5%となりこの比率は今後増加していく傾向がみられる。

本来ならば, 成人施設の増加とともに, 児童施設の減少がより明確に現われてくると考えられるが, しかし, 現状では, 成人施設の整備が利用者ニーズに追い付かず, 児童施設がその肩代わりをしているといえる。今後の施設整備においては, この点に考慮し, 児童, 成人それぞれが本来のサービスを受けられるよう, 適正な児者施設の転換がはからなければならない。

2) 成人施設の推移

児童施設は児童数の減少とともに減少傾向にあるが、次に、現在急速に整備されつつある成人施設の状況をみてみる。

成人施設を居住型（更生・授産・通勤寮・福祉ホーム）と通所型（更生・授産）に分けてそれぞれの定員数の推移をみると（図2）、昭和35年の精神薄弱者福祉法の制定による援護施設としてのスタート以来、43年の更生と授産への分化、46年からの通所施設の分離など、節目ごとに大きな増加をみせ、平成5年には居住型が1,365ヶ所で8.4万人、通所型が713ヶ所で2.7万人となっている。なお、54年から通所援護事業としての法的援助を受けられるようになった小規模作業所が平成5年に400ヶ所を越える数となっているが、これを含めると、通所型の利用者数は3.2万人を越えている。

成人施設の種別による定員数とその全体に対する比率をみると（表3）、居住では更生施設が、通所では授産施設の比率が高いことと、通所更

生と通所授産施設の比率が年々増加傾向にあることがわかる、ここからは、在宅・地域福祉を前提とした、通所施設へのニーズの高まりがうかがわれ、確実に施設「収容」型障害者福祉から施設「利用」型に転換しつつあることが読み取れる。

3) 施設の地域格差の推移

施設が利用型となり、在宅・地域福祉の向上のために施設機能の提供が求められ、その核となることが求められている時代において、地域社会のなかに適正に設置されることが必要になることはいうまでもない。そこで、次に都道府県を単位に関係施設の設置状況の推移を考えてみたい。

昭和55年から平成4年までの各都道府県別の人口千人あたりの知的障害関係施設の定員数の推移（表4）と平成4年における、その状況（図3）をみると、地域によって偏りがあり、かつ、最大の格差が年々拡大していることがわかる。特に、東京、大阪などの大都市およびそ

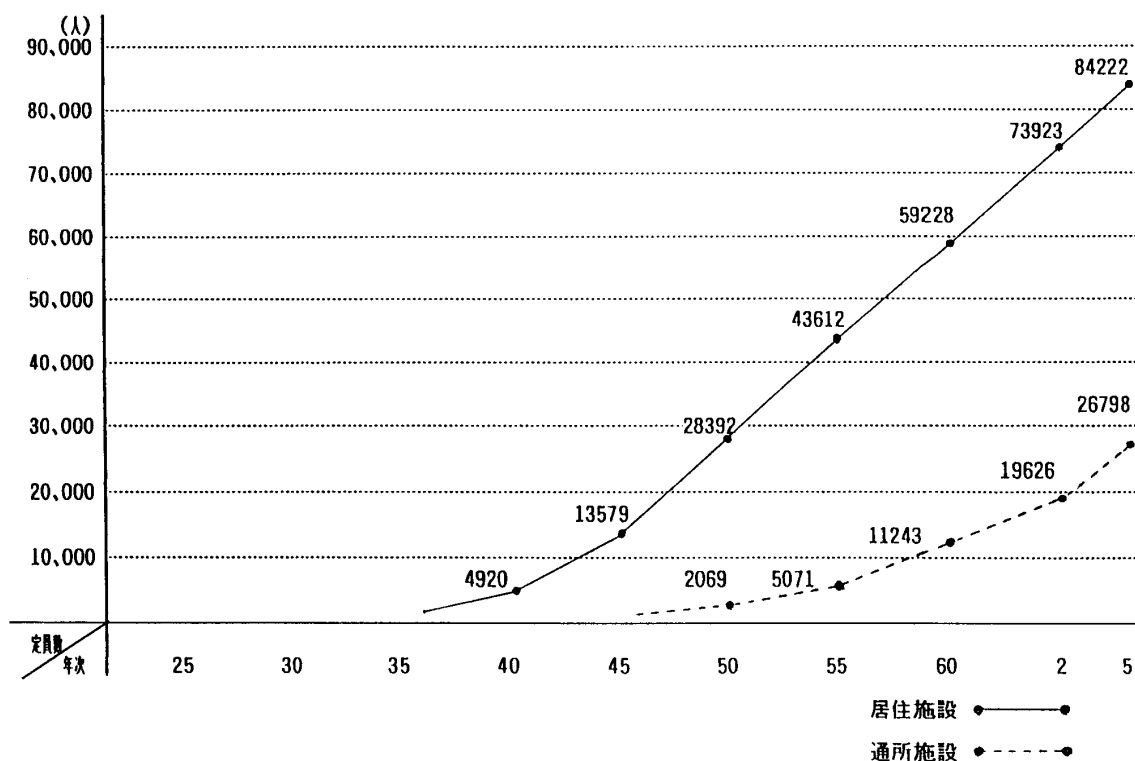


図2 成人の居住施設と通所施設の定員数の推移
厚生省「神会福祉施設調査」による

表3 成人施設の種別による定員数と比率の推移

() は成人施設総定員数に対する%を示す

年次	昭和36	40	45	50	55	60	平成2	5	
居	更生	606 (100)	4920 (100)	11795 (87)	23929 (78.5)	35138 (72)	47653 (68)	59368 (63)	68134 (61)
	授産			1784 (13)	4463 (14.5)	7004 (14)	9326 (13)	11525 (12)	12871 (12)
住	通勤寮	—	—	—	—	1470 (3)	2079 (3)	2510 (3)	2615 (2)
	福祉ホーム	—	—	—	—	—	170 (1)	520 (1)	602 (1)
通所	更生				597 (2)	1360 (3)	2846 (4)	5083 (5)	7455 (7)
	授産				1472 (5)	3711 (8)	8397 (12)	14543 (16)	19343 (17)

厚生省「社会福祉施設調査」による

の周辺地域において、施設整備の遅れが目立つ。反面、秋田、島根、長崎、北海道などでは施設整備が進んでいる。

次に、近年重点的に整備が進められている成人施設に占める、通所施設の比率を地域別にみると(図4)愛知、大阪、東京、兵庫、千葉、埼玉、神奈川、滋賀、京都での比率が高く、特に愛知、大阪においては50%を越え、居住施設の定員を上回り、通所施設の整備が急速に進んでいる。反面、山梨、鹿児島、高知では5%に満たないなど、その差は著しく、人口密度、産業構造などの地域特性によるものだけとは考えにくい。

以上のことから、各地域における施設整備は種別、量ともに差が目立ち、過疎地域では居住施設中心の整備が、都市部、その周辺地域では通所施設中心の整備が進められ、人口の急増している地域では施設整備が追い付かないともいえる。施設の開設には土地問題、過疎対策など多くの課題があり、また、地域によるニーズの違いや県勢の差もあるが、それにしても格差が大きいといえる。

施設が利用者のためだけでなく、各種のメニュー事業などにより在宅・地域福祉サービスの向上のために、その機能を提供し、今後は市町

村単位での生活圏内の福祉計画の核としての役割が期待されている。そして、その傾向が強まれば強まるほど、施設設置に量的な、そして種別による地域差があることは問題であり、この格差是正のためには、地方自治体の努力と中央行政の強い指導が求められる。

4) 施設利用者の年齢の推移

施設利用者の年齢構成の推移をみると(表5)、成人施設の整備にともない、18歳以上の各年齢層では利用者は年々増加しているが、18歳以下はピーク時(昭和55年)の利用者数から5,600名近い減少である。各年齢層の総利用者数に対する比率をみると、昭和55年から13年間で、18~29歳でほぼ横這い、30歳代では微増、40歳代では倍増、50歳代が2.5倍、60歳以上も利用者数は少ないものの比率の増加は年々顕著となっている。

今後は医療、保健の進歩とともに、心身障害をもった人の寿命は伸び、健康はさらに進展していく。妹尾は「知的障害者の引退生活プログラムの選択」についてふれているが⁷⁾、施設利用者にとって、これまでのように施設が教育、訓練、指導、作業の場としての充実を目標とするだけでなく、人生の最後の砦となる高齢期の生活が、彼らに望ましいものとなるように、施設での生活と利用形態を本格的に再検討していく

表4 都道府県別人口千人に対する知的障害関係施設の定員数の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成4年
長崎	1.46	秋田 1.87	秋田 2.22	秋田 2.39
秋田	1.36	長崎 1.77	島根 2.03	島根 2.20
北海道	1.31	北海道 1.58	長崎 1.96	長崎 2.10
鳥取	1.33	大分 1.53	北海道 1.87	北海道 2.01
鹿児島	1.29	鳥取 1.49	大分 1.75	大分 1.88
徳島	1.28	島根 1.45	佐賀 1.69	佐賀 1.88
群馬	1.19	徳島 1.45	徳島 1.67	徳島 1.78
青森	1.12	佐賀 1.44	鹿児島 1.59	鹿児島 1.74
島根	1.10	鹿児島 1.39	鳥取 1.56	熊本 1.68
大分	1.09	青森 1.36	青森 1.54	青森 1.66
福井	1.07	熊本 1.25	熊本 1.54	山形 1.66
佐賀	1.05	高知 1.19	群馬 1.52	鳥取 1.56
熊本	1.03	沖縄 1.19	高知 1.50	福井 1.55
山形	1.02	山形 1.18	山形 1.46	群馬 1.53
滋賀	0.99	福岡 1.18	福井 1.46	高知 1.51
高知	0.98	福井 1.17	山梨 1.44	沖縄 1.50
山梨	0.96	岩手 1.12	沖縄 1.36	山口 1.45
長野	0.93	群馬 1.09	山口 1.34	岡山 1.38
栃木	0.92	山梨 1.08	岩手 1.30	岩手 1.37
福岡	0.90	滋賀 1.07	岡山 1.25	山梨 1.37
石川	0.90	山口 1.04	石川 1.24	宮崎 1.32
沖縄	0.89	岡山 1.02	福岡 1.22	石川 1.31
宮崎	0.89	宮崎 1.02	宮崎 1.17	福岡 1.31
岩手	0.87	長野 1.01	栃木 1.13	長野 1.24
山口	0.87	石川 1.00	滋賀 1.13	福島 1.22
静岡	0.82	富山 0.97	長野 1.11	滋賀 1.19
岡山	0.82	福島 0.93	和歌山 1.11	京都 1.19
茨城	0.81	静岡 0.93	福島 1.08	栃木 1.18
福島	0.78	栃木 0.92	富山 1.08	富山 1.15
富山	0.78	茨城 1.04	京都 1.07	全国平均 1.12
全国平均	0.75	全国平均 0.88	茨城 1.04	愛媛 1.12
新潟	0.74	新潟 0.88	静岡 1.04	静岡 1.09
三重	0.72	京都 0.86	全国平均 1.03	和歌山 1.09
宮城	0.71	兵庫 0.85	愛媛 1.02	茨城 1.06
岐阜	0.69	広島 0.84	新潟 1.01	兵庫 1.05
兵庫	0.69	三重 0.83	兵庫 0.96	新潟 1.05
広島	0.67	愛媛 0.82	広島 0.96	宮城 1.02
愛媛	0.66	和歌山 0.80	宮城 0.93	岐阜 0.96
京都	0.68	宮城 0.78	三重 0.92	広島 0.96
香川	0.58	岐阜 0.78	岐阜 0.86	三重 0.95
神奈川	0.56	埼玉 0.65	香川 0.80	神奈川 0.85
埼玉	0.55	香川 0.65	神奈川 0.77	埼玉 0.83
和歌山	0.50	神奈川 0.62	埼玉 0.75	香川 0.83
奈良	0.47	愛知 0.56	千葉 0.71	大阪 0.80
愛知	0.46	奈良 0.55	大阪 0.70	愛知 0.79
大阪	0.45	大阪 0.54	愛知 0.69	千葉 0.76
千葉	0.42	千葉 0.54	奈良 0.67	奈良 0.69
東京	0.36	東京 0.39	東京 0.46	東京 0.51
格差	1.10	1.48	1.76	1.88

厚生省「社会福祉施設調査」による



図3 地域別にみた人口千人に対する知的障害関係施設の定員数 (平成4年)

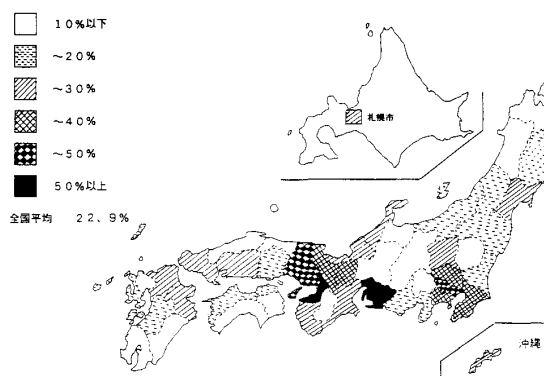


図4 地域別にみた知的障害成人施設における通所施設の比率 (平成4年)

表5 知的障害関係施設利用者の年齢の推移

年齢層	年次	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成5年
～ 17 歳		19,997	18,823	16,834	14,383
	(比率)	(31.7)	(22.7)	(16.7)	(12.8)
18 ～ 29 歳		24,770	30,753	38,514	43,865
	(比率)	(39.3)	(37.0)	(38.1)	(39.0)
30 ～ 39 歳		10,811	18,842	21,677	23,245
	(比率)	(17.1)	(22.7)	(21.5)	(20.6)
40 ～ 49 歳		4,901	8,907	14,369	18,069
	(比率)	(7.8)	(10.7)	(14.2)	(16.1)
50 ～ 59 歳		2,093	4,588	7,214	9,427
	(比率)	(3.3)	(5.5)	(7.1)	(8.4)
60 歳 ～		357	1,060	2,148	3,507
	(比率)	(0.6)	(1.3)	(2.1)	(3.1)
不明		132	91	223	73
	(比率)	(0.2)	(0.1)	(0.3)	
施設利用者総数		63,061	83,064	100,979	112,569

* () 利用者総数に対する比率 *重症心身障害児施設を除く
日本愛護協会・全国精神薄弱施設実態調査報告書による

時期にさしかかっていると思われる。

おわりに

以上のように、白書のテーマ、関係法律、施設整備の推移から時代時代の特色、節目を考察したが、まとめてみると、①戦後の児童福祉施策「保護・収容」を中心とした時代、②30年代中頃からの高度経済成長をバックに成人施設整備に力を入れはじめた「収容型」施設整備施策の時代、③50年代以降の「通所型」施設整備が本格化し、施設機能の地域社会への提供が求めはじめられ、「収容」から「利用」への変化が見られるようになった時代、④平成元年からの、施設が在宅・地域福祉向上の核として理念化され、法制化された時代。と時代の節目を見ることができる。

このような我が国の知的障害者への福祉施策において施設が果たした役割は大きく、これからもその重要性は高くなるであろう。しかし、役割の内容は確実に変わりつつある。これからの施設には、在宅・地域福祉を向上させる機能の担い手として、これまでの種別による専門性から、障害程度、種別、年齢を超え、地域で生活するすべての人の求めるサービスを、もれなく、効率的に提供する総合的専門性が求められるであろう。そのためには、これまでのように経済力を背景とした数量的な施設整備を中心とするのではなく、本質的ニーズの把握に基づいた、理念と現実の「中程」意識を持ち、社会資源の基盤整備（施設もその一部である）と障害者に対する意識の改革、そして、それを担える人の育成が重要課題となる。

文 献

- 1) 厚生省（1956～1995）厚生白書。
- 2) 経済企画庁（1956～1995）経済白書。
- 3) 経済企画庁（1957～1994）国民生活白書。
- 4) 江草安彦（1991）心身障害児と地域医療・福祉。小児の精神と神経，31（4），270。
- 5) 厚生省（1960～1992）社会福祉施設調査。
- 6) 日本精神薄弱者愛護協会（1980～1992）全国精神薄弱施設実態調査報告書。
- 7) 妹尾 正（1993）発達障害と福祉の本質，初版，日本文化科学社，東京，pp24-26。